

原規規発第 2212023 号

令和4年 12 月 22 日

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章 殿

原子力規制委員会

熊取事業所加工施設のうち放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の加工施設〔第5廃棄物貯蔵棟に係る放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の加工施設〕の一部
使用承認について

令和2年10月12日付け熊原第20-020号（令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号、令和4年7月21日付け熊原第22-016号及び令和4年11月18日付け熊原第22-030号をもって一部変更）をもって申請がありました上記の件については、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象施設・設備

令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって使用前確認の申請（申請内容の変更に係る届出を含む）があった建物・施設又は設備・機器のうち、第5廃棄物貯蔵棟の完成に伴い一部使用するとしている設備。

2. 使用の期間

自：本件施行の日

至：令和2年10月12日付け熊原第20-020号による申請（申請内容の変更に係る届出を含む）に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第1

6条の3第3項に定められた使用前確認の日

3. 使用の方法

第2廃棄物貯蔵棟の撤去に先立ち、第2廃棄物貯蔵棟に保管廃棄されている放射性液体廃棄物を第5廃棄物貯蔵棟へ移動させ、その後も継続して保管廃棄するために、第5廃棄物貯蔵棟を使用する必要がある。一部工事が完了した第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備 廃棄物保管区域並びにこれらに関連するその他の加工施設を核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の3第3項の使用前確認の日まで使用する。

なお、この間の安全機能の維持に係る運用は、現に認可を受けた保安規定に従って行う。